

令和6年第4回九戸村議会定例会

令和6年12月9日（月）

午後1時 開会 開議

◎議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 1 号 令和6年度九戸村一般会計補正予算(第7号)の専決処分
に関し承認を求めることについて
- 日程第 4 議案第 2 号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条
例
- 日程第 5 議案第 3 号 九戸村子ども、妊産婦、重度心身障がい者及びひとり親
家庭医療費給付条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 4 号 村営くのヘスキー場設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例
- 日程第 7 議案第 5 号 特殊索道の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 6 号 令和6年度九戸村一般会計補正予算(第8号)
- 日程第 9 議案第 7 号 令和6年度九戸村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 10 議案第 8 号 令和6年度九戸村索道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 11 議案第 9 号 令和6年度戸田財産区特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 12 議案第 10 号 令和6年度江刺家財産区特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 13 議案第 11 号 令和6年度九戸村下水道事業特別会計補正予算(第1号)

◎出席議員（10人）

1番	大崎	優一	君	6番	坂本	豊彦	君
2番	久保	えみ子	君	7番	上村	昇	君
3番	渡	保男	君	8番	岩淵	智幸	君
4番	川戸	茂男	君	10番	古舘	巖	君
5番	中村	國夫	君	12番	桂川	俊明	君

◎欠席議員（2人）

9番 保大木 信子 君
11番 高崎 覺志 君

◎説明のため出席した者の職氏名

村	長	大久保	勝彦	君				
副	村	長	岩崎	一弘 君				
教	育	長	高橋	良一 君				
総	務	課	長	野辺地	利之 君			
村	づくり	推進	課	長	川原	憲彦 君		
会	計	管	理	者	中	奥	達也 君	
兼	税	務	住	民	課	長		
保	健	福	祉	課	長	篠	山	剛 君
産	業	振	興	課	長	浅	水	涉 君
地	域	整	備	課	長	関	口	猛彦 君
上	下	水	道	課	長	上	村	浩之 君
兼	水	道	事	業	所	長		
教	育	次	長		松	浦	拓	志 君

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 柳 平 善 行
主 任 山 本 猛 輝

◎開会の宣告（午前 10 時 00 分）

○議長（桂川俊明君） おはようございます。

ただ今から、令和 6 年第 4 回九戸村議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告（午前 10 時 00 分）

○議長（桂川俊明君） ただ今の出席議員は、10 人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

なお、9 番、保大木信子議員、11 番、高崎覺志議員から欠席の届けがありました。

これから、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（桂川俊明君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（桂川俊明君） 日程に入る前に報告いたします。

12 月 9 日付けで、村長からの送付議案は、別紙議案一覧表のとおり 11 件であります。議案は、お手元に配布のとおりであります。

次に、本定例会における一般質問通告者は、中村國夫議員、坂本豊彦議員、久保えみ子議員、保大木信子議員、川戸茂男議員の 5 人です。質問要旨は、お手元に配布のとおりであります。

次に、本定例会において、本日まで受理いたしました請願・陳情は、お手元に配布のとおり請願 1 件、陳情 1 件です。請願については、請願陳情一覧表のとおり、所管の常任委員会に審査を付託いたしました。なお、陳情については、かねて申し合わせのとおり配布のみといたします。

次に、監査委員から令和 6 年 8 月分、9 月分および 10 月分に係る現金出納検査結果の報告がありました。その写しは、お手元に配布のとおりであります。

次に、閉会中の議会の動きにつきましては、議会事務局日誌として、写しを配布してございますので、ご了承願います。

これで、諸般の報告を終わります。

◎村長の行政報告

○議長（桂川俊明君） 次に、村長ならびに教育長から行政報告の申し出がありました。

初めに、村長の行政報告を行います。村長の登壇を許します。

村長

(村長 大久保勝彦君登壇)

○村長(大久保勝彦君) それでは議長のお許しをいただきましたので、行政報告をさせていただきます。令和6年第4回九戸村議会定例会が開会されるに当たり、第3回定例会以降の村政執行の経過について、主なものをご報告させていただきます。

まず1番目でございます。移動村長室の開催についてでございます。10月3日から18日まで、村内旧小学校区ごとに、旧といたしますか、今の、現在の小学校区もあるんですが、宇堂口小学校区含めて、デマンド交通を主な議題として移動村長室を開催いたしました。86名の参加をいただいております。特にデマンド交通でございましたので、今回はご利用いただいている高齢者の方々を中心にご出席をいただき、予約体制やバス停の位置、運行時間などについて貴重なご意見をちょうだいしたところでございます。いただきましたご意見につきましては、実現性も含め委託業者と協議を行いながら、より利用者の皆さんが、より利用しやすくなるような改善をしまいたいというふうに思います。

また、移動村長室につきましては、今後もさまざまなテーマを設け、各地域の皆さまと率直な意見交換を行いながら、村政に反映してまいりたいと考えているところでございます。

二つ目でございます。九戸村敬老会の開催についてでございます。敬老会につきましては、昨年度から従来どおりの参集方式での開催となり、9月14日に戸田小学校会場、H O Zホール会場、江刺家小学校会場の3会場で開催し、90歳以上の長寿者229名、米寿の方70名、喜寿の方93名に記念品を。80歳以上の922名に、敬老年金を贈呈させていただきました。今年度は、コロナ禍前と同程度の時間設定とし会食も実施しましたが、全体の招待者1,317名のうち、ご出席いただいたのは249名で、昨年度の315名と比較いたしまして、出席率は2割ほど減少いたしました。ご出席いただいた方の中には、アトラクションの充実やお酒の提供等を求める声のほか、「子どもたちの出し物はとても良かった」というふうな感想を話してくださる方もおたと伺っております。

出席者は、年々減少してはいるものの、各会場では出席者の皆さまが、お互いに長寿を喜んでいる様子も見受けられ、敬老会を開催して良かったというふうに感じたところでございます。今後につきましては、敬老会に関するアンケート調査を取りまとめまして、開催の在り方を含め、ご出席いただける方が増えるような、そして高齢者の方々に喜びを与えられるような催しとなるように、工夫を凝らしていきたいというふうに考えているところでございます。

三つ目といたしまして、新型コロナウイルス対策についてでございます。新型コロナウイルス感染症のワクチン接種につきましては、令和6年4月から予防接種法の定期接種B類となり、65歳以上の方などを対象とした接種に変更されまし

た。これを受けまして、定期接種の対象となる方に対して、10月16日から予診票を配布するとともに、接種を希望される方が医療機関に予約して接種できるよう村内全戸に案内チラシを配布し、ワクチン接種を実施しているところでございます。また、村独自の取り組みといたしまして、生後6カ月から18歳まで、および妊婦を接種の対象者に加えまして、65歳以上の方などと同じく接種できるようにしているところでございます。なお、現時点で、このワクチン接種ができる期間は令和7年3月31日までと定められておりますが、この間、接種料金の一部を助成することで、接種者への費用負担の軽減を図るとともに、重症化や発熱、咳などの症状の予防を図り、健康維持の一助となるように努めてまいりたいと考えているところでございます。

四つ目といたしまして、九戸村食生活改善推進員協議会についてでございます。令和6年6月1日に開催されました第19回食育推進全国大会の席上におきまして、第8回食育活動表彰が行われました。当村の食生活改善推進員協議会が、ボランティア部門食生活改善推進員の部において、消費・安全局長賞を受賞いたしました。この賞は、長年にわたっての、地域と連携した食育の推進および健全な食生活の実践に向けた活動に対する功績が認められ受賞されたものでございます。11月5日には、HOZホールにて受賞報告会が開かれ、村内外の関係者の皆さまにご臨席いただき、食育活動の発表や記念講演などが行われました。会員の皆さまは、受賞の喜びをかみしめるとともに、「小さな村で大きな愛を込めて」を合言葉に、「全世代に切れ目のない食育活動を行い、村民が生涯健康で暮らせるように、日本一の食生活改善を目指して活動していきたい」と、今後の抱負について語っておられました。今後も、活動に対する支援や協力等を行いまして、村民の健康増進を共に一緒に進めていきたいと考えているところでございます。

五つ目でございますが、九戸村金婚式についてでございます。令和6年度の九戸村金婚式は、11月8日にHOZホールで開催いたしました。当日は、昭和49年11月7日以前にご結婚された13組のご夫婦の皆さまが参加され、結婚50周年の証である金婚の章を贈呈させていただきました。参加夫婦を代表しての謝辞では、半世紀にわたる思い出や周りの方々への感謝の気持ち、今後の目標も交えた前向きな気持ちがつづられた、温かい内容のお礼をちょうだいしたところでございます。平成29年度以来7年ぶりに、式典後に行われました慶祝会では、日本民謡協会岩手九戸会の皆さまによる祝宴や、参加者代表のご夫婦によるキャンドルサービスが行われるなど、長年、共に支え合ったご夫婦の大切な結婚生活の節目をお祝いすることができました。今後も、元気に金婚式を迎えられるご夫婦が増え、元気な高齢者の皆さまをはじめ、すべての世代の方々が、九戸村に住んで良かったと思っただけできるよう、福祉の増進を図ってまいりたいと考えております。

六つ目でございます。産業・芸術文化祭りでございました。第38回九戸村産

業・芸術文化まつりを令和6年11月2日から4日までの3日間にわたって開催いたしました。その中で、私からは産業部門につきまして、ご報告させていただきます。11月2日と3日に体育センターで行われました産業部門におきましては、昨年引き続きオブチキ感謝祭と同時開催とし、村内外から多くのお客様に会場いただきました。買い物をしていただいた際に発行する抽選補助券の集計結果から、昨年並みの売り上げとなったほか、来場者数は2日間で3,122人となり、昨年同様の賑わいであったということでございます。また、昨年に課題となりました駐車場につきましては、今年度は、新岩手農協九戸支所、それから九戸地域診療センターのご協力をいただきまして、臨時駐車場としたほか、国道入り口に警備員を配置し、対応しましたところ、来場者は多かったものの、大きな混乱もなく、無事に終えることができたところでございます。

7番目でございますが、農業状況についてでございます。農林水産省が11月10日に発表した令和6年産水稻の9月25日現在の作況指数は、全国が101の「平年並」、東北は山形・秋田の水害の影響もありましたが、103の「やや良」、岩手県が106の「良」。当村が属する北部は、108の「良」と発表されております。今年の、国全体の予想収穫量は679万トンになり、令和7年6月末の民間在庫量は160万トン以下となる見通しで、需給均衡の目安とされる180万トンから200万トンの範囲を下回り、需給が一層引き締まることが予想されております。

本村の水稻の生育状況は、田植え後に好天に恵まれたため草丈、茎数、葉数ともに平年以上に推移いたしました。一方で、冬の積雪が少なかったこと、さらに4月から5月の降水量が少なかったことで、特に沢沿いの水田では水不足による田植えの遅れや、水田の枯渇状況により初期生育の停滞もありましたが、気温の推移は総じて高めだったことで、水稻の出穂期は、県北部においては平年より5日ほど早まりました。出穂期以降も気温が高く、日照時間も長めに推移したことで登熟も進みました。なお、昨年引き続き高温によるカメムシ類の多発による着色米の発生は多かったものの、昨年に比較して高温障害の影響が少なかったことから、一等米比率が93.8%と、昨年を上回る傾向で推移しております。

今年は、昨年の各地の気象災害による減収や品質低下により、歩留まりの低下などにより、在庫量の不足感が高まり「令和の米騒動」ともいわれ、コメの価格は平成18年以降で、最も高値となりました。また、集荷競争の激化で、新岩手農協への集荷数量は昨年より、23%ほど下回ったようでございます。

次に、村の園芸重点品目につきましては、10月末現在の新岩手農協の販売実績によりますと、野菜は7月中旬からの猛暑により、害虫の発生は多かったものの病害が少なかったため、主要品目の出荷数量はおおむね増加しております。販売価格につきましても、他産地の高温による出荷量の減などにより、総じて堅調に推移いたしました。また、花きにつきましては、りんどうが雪の影響や3月の気

温低下により発芽はやや遅れたものの、4月以降は高温傾向で推移したことから、平年並みに回復いたしました。昨年ほどの高温ではなかったため、開花の抑制は少なく、病害への対策強化も図られたことから、収穫量は増加いたしました。小菊についても高温傾向により、8月咲き品種はやや早めに開花しましたが、9月咲き品種については、品種によりバラツキのある開花となりました。販売価格は、りんどうについては他産地の減少などにより、おおむね高値を維持しましたが、小菊につきましては、他産地の出荷量の影響を受けて安値となった時期もございました。

葉タバコにつきましては、春先の雪解けが早く進んだことと降水量が少なかったことにより、植え付け後の生育が一部停滞したところもありましたが、気象災害もなくほぼ順調に推移いたしました。7月中旬からは気温が高温傾向となりましたが、生産者の管理徹底により病害も少なく、10アール当たりの収量は県平均を上回る260キログラムが見込まれております。なお、今年の当村の葉タバコ買い入れ日でございますが、年を越して1月7日と8日の2日間の予定となっております。

畜産物についての農協の10月末実績では、対前年比で、生乳の生産量が96%と減少いたしました。販売単価の上昇もあり販売額は102%と、ほぼ横ばいで推移しております。和牛子牛は、生産農家が1戸減少しましたが、出荷頭数が104%、厳しい販売環境の中での販売額は昨年比で101%となっております。しかしながら、令和4年との比較では82.4%となり、下落した子牛市場価格が回復しない、厳しい状況が続いております。このことを踏まえてまして、今定例会では、酪農肉用牛経営支援対策事業に係る補正予算を計上しておりますので、ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上、第3回定例会以降の行政執行状況について報告させていただきました。

なお今議会には、議案11件を提案させていただいております。ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、令和6年第4回九戸村議会定例会の行政報告とさせていただきます。

(村長 大久保勝彦君降壇)

○議長(桂川俊明君) これで、村長の行政報告を終わります。

◎教育長の教育行政報告

○議長(桂川俊明君) 次に、教育長の教育行政報告を行います。教育長の登壇を許します。

教育長

(教育長 高橋良一君登壇)

○教育長(高橋良一君) 本日ここに、令和6年第4回九戸村議会定例会が開催さ

れるに当たり、第3回定例会以降の教育行政に関する執行状況につきまして、主なものを報告させていただきます。

初めに、令和7年4月に開校する村立九戸小学校の開校準備の進捗状況について申し上げます。村立九戸小学校の開校準備につきましては、お陰さまをもちまして、おおむね順調に進んでおります。10月22日の戸田小学校を皮切りに、現在、五つの小学校ごとに保護者を対象とした説明会を実施いたしました。ここでは、新しい小学校の教育目標、学校経営方針、生活時程をはじめ通学方法や放課後の過ごし方等について、これまで開校準備委員会での協議を踏まえて決定したことを中心にお話しさせていただきました。授業参観など、保護者の皆さんが集まる機会を捉えて行ったところ、なかには夫婦そろってのご出席もあり、160名弱の出席者がありました。今さらながら、関心の高さを実感した次第であります。説明会では、特にスクールバスの運行や放課後子ども教室、学童クラブなどに比較的多くの質問がありました。説明会や、その後に寄せられたご質問やご意見については、教育委員会で取りまとめ「Q&A集」を作成して保護者の皆さんに配布したいと考えております。今後は、10月時点では決定していなかった事項を中心に、来年1月に第2回の保護者説明会を行う予定としております。

また、五つの小学校の開校準備については、小学校それぞれに開校準備委員会等を設置して、地域や保護者の皆さまのご支援の下、記念行事の実施、記念碑の設置や記念誌の発行等を進めておりますが、こちらに関しても着々と準備が進んでおります。地域の多くの皆さまが、地域のシンボルである小学校が開校を迎えるということで寂しい思いが大きいことと存じますが、来年の3月まで、そして4月からの新九戸小学校に対しても、どうか引き続き深いご理解とご支援を賜りたいと心からお願いする次第です。

新設する九戸小学校は児童数が180名を超え、二戸管内でも3番目に大きい小学校となるといわれております。これまでごく少人数で学校生活を送ってきた子どもたちにとっては、非常に大きな変化が訪れることとなります。そういった大きな変化に戸惑う子どもを、誰一人取り残さないよう、教職員の定期人事異動も含めて、最大限の配慮をしております。教育委員会といたしましても、先生方や保護者の皆さん、そして地域の方々とさらに連携を密にして、皆さんに愛される九戸小学校を創ってまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましても、ご指導ご鞭撻をお願いいたします。

次に、児童生徒の学力向上についてです。小学5年生と中学2年生を対象に、10月2日水曜日に行われた「令和6年度小中学校学習定着度状況調査」の結果が県教育委員会から送付されましたので、本村児童生徒の状況についてお知らせします。

まずは、小学校5年生についてです。本村児童の国語の平均正答率は62.0%、

算数は 51.9%で、それぞれ県平均を国語で 3.4 ポイント、算数で 1.7 ポイント上回りました。昨年度の、国語プラス 4.4 ポイント、算数プラス 2.3 ポイントと比較すると、県平均との差は小さくなりましたが、先生方の日々の授業改善努力が、継続して一定の成果を上げているものと捉えております。細かい領域ごとの正答率を見ますと、国語に関しては、「助言をもとに、体験したことを適切な言葉づかいで話す」「文脈に沿って漢字を適切に使う」という分野で県平均を大きく上回っている一方、「話すこと・聞くことにおける思考・判断・表現」の分野で低く数値が出ております。この部分では、「目的に応じて必要な情報を見つけること」、「段落構成を考えながら指定された長さの文章を書くこと」に課題が見られます。算数では、「数と計算」「変化と関係」の分野で県平均を上回りますが、全国学調と同様、「図形」「データ活用」の領域で県平均を下回っております。今回は、村内で正答率 0%の問いもありました。分析しますと、多くの情報から必要な情報を見出して答える問題であり、国語と同様の課題があることが分かりました。指定された教科や小問ごとの定着度ではなく、各教科で取り組むべき「資質能力ベース」の指導が必要であると考えております。

次に、中学校 2 年生についてです。今年の調査は、数学と英語で行われました。数学の正答率は 55.9%、英語の正答率は 47.4%と、中学生に関しましては、数学で 12.5 ポイント、英語で 3.4 ポイント県平均を上回る結果となりました。数学におきましては、全領域で県平均を大きく上回っております。特に、図形問題や説明する問題での正答率が高く、これまで小中で苦手とされていた「図形」や「内容を捉えて説明する」分野において、丁寧にご指導いただいていることがうかがえる結果となりました。しかしながら、村内の正答率だけを見ると、4 割未満の問いが全体の約 20%となっております。英語でも全領域において県平均を上回っており、「聞くこと」の領域が特にも高く、「日常的な話題について、目的に応じて必要な情報を聞き取ること、適切な応答を選ぶこと」が、県平均を上回っております。しかしながら、「書くこと」の県平均との差が小さく、英文を書く問いで正答率が低くなっております。数学同様、村内の正答率だけを見ると、4 割未満の問いが全体の約 34%となっております。

学力調査は、正答率の高さを競うものではなく、児童生徒一人一人の学習の定着度を把握することで、その結果を基に、日々の指導の充実を図ることが目的であります。これらの結果を各学校において授業改善にフィードバックし、日々の授業を通じて必要となる資質能力を育成することで、児童生徒が自ら学ぶ姿勢を身に付けられるよう支援してまいりたいと考えております。

次に、黒山の昔穴遺跡についてでございます。すでにご案内のとおり、黒山の昔穴遺跡は、本年 10 月 11 日付け文部科学省告示により、本村初の国史跡に指定されました。ご承知のとおり黒山の昔穴遺跡は、北東北・北海道南部に見られる

平安時代後半の高地性集落の中でも規模が大きく、保存状態も良好であること。馬具や木地生産に関わる遺物が出土していることなどから、古代から中世への転換期における東北地域の集落、その中でも特に、山間部でのなりわいを主とした集落の性格を解明するうえで、非常に重要な遺跡であるとされております。国の指定を受けて、いまだ解明されていない当時の集落や人々の生活の姿、交易の範囲などが明らかにされていくものと大いに期待するところであり、この昔穴遺跡を村民の共通の宝として、その価値を共有しながら今後の保存、調査を進めてまいります。その第一歩目として、12月15日にはH O Zホールにおいて、黒山の昔穴遺跡国史跡指定記念講演会を開催いたします。御所野縄文博物館長で、黒山の昔穴遺跡調査指導委員会委員長を務められた高田和徳氏にご講演をお願いしております。また、12月13日から15日までは、H O Zホールにおいて、遺跡から出土した遺物の展示会を開催いたしますので、ぜひ多くの村民の方々からご来場いただきたいと思いますと考えているところであります。

教育委員会では、国の史跡指定を受けて、令和7年度は整備指導委員会を立ち上げ、今後の遺跡の保存活用計画を策定していくこととしております。

最後になりますが、社会教育事業に関してです。第3回定例会での教育行政報告以降の社会教育・体育関係事業に関しましても、計画どおり順調に実施されております。九曜塾では、10月5日に「農業体験・さつまいも掘り」を行いました。好天の下、児童・保護者合わせて35名が参加し、ナインズファーム様のご協力の下、収穫作業のほか3種類のさつまいもの試食を行うなど、大変好評でした。また9月7日には、黒山の昔穴遺跡の学習会を実施しております。参加した児童からは、もっとこの地域の歴史を調べてみたいといった意見も寄せられ、これも有意義な一日となりました。九曜塾は、九戸村の子どもたちが、地域の自然、歴史や文化に触れることによって、地域に対する理解と愛着を深めることを目的に実施しております。引き続き、子どもたちの感性や知的好奇心を刺激する企画を提供してまいりたいと考えております。

また、11月2日の産業芸術文化まつり展示部門には、絵画、写真、陶芸、書道など350点もの出品をいただきました。11月4日に行われた発表部門においては、8団体の方々からご出演をいただきました。どちらも多くの方々からご来場をいただき、盛況のうちに終了することができました。芸術文化は、人の心を豊かにし、創造性を育み、時代や人種といった社会的属性を超えた共感を生み出します。芸術文化が持っている人と人とを結びつける力は、地域コミュニティを活性化させることにもつながると考えております。今後も、優れた芸術文化に触れる機会と、それぞれの成果を発表できる場の提供に努めてまいりたいと考えております。

発表部門が行われた11月4日の午後には、九戸の山伏神楽祭典が開催され、中高生を含めた村内4団体、二戸管内から3団体、八戸市から1団体が、日ごろ磨

き上げた神楽の技を競い合いました。担い手の減少や、地域の行事や伝統に対する関心の低下など、それぞれの保存団体は共通の課題に直面しておりますが、神楽をはじめとする民俗芸能は、その地域の歴史や生活から生まれ、世代を超えて守り伝えられてきた貴重な地域の宝で、将来においては地方創生の魅力的な地域資源であるともいえます。これからも引き続き、村民の皆さまが、あらためてその価値や魅力に目を向け、考えていただくための機会を関係団体と連携して提供しながら、次世代への継承に努めてまいります。

以上、第3回定例会以降に実施してきました教育関係事業について、お知らせいたしました。

結びになりますが、現在の学校現場は、少子化とともに子どもの多様化も進み、学習意欲をどのように育てていくか、また急速なICT化をどのように指導に落とし込むかなども含め、今までの一斉授業を中心とした教師中心の指導方法にも変革が求められています。このような状況の中で、一人一人異なる子どもたちの個性を尊重し、個々の能力を伸ばすために国では、「令和の日本型学校教育」で示した子どもの学びの姿である「個別最適な学び」と「協働的な学び」を通した「主体的・対話的で深い学び」を目指しています。

教育委員会では去る10月9日に、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の具体的な指導事例を学ぶため、子どもたちが自立的に学び進める先進的な教育に取り組む山形県天童中部小学校の学校公開に、全教育委員、各小学校長・教諭、事務局職員も含めた13名で参加し、子どもたち一人一人が授業に対して当事者性を持ち、子どもが主人公になる授業の在り方を見学してきました。このような新たな指導の在り方を模索しながら、新九戸小学校の教育実践にも生かしていこうと考えています。一方で教師の長時間労働など、教員の労働環境の厳しさが社会問題化し、それが子どもたちの教育にも影響を及ぼす事態にもなっています。中学校の部活動の地域移行などについても、県教育委員会とも問題意識を共有しつつ、関係団体とも協力しながら、九戸村の教員が働きやすい環境整備を村民の皆さまの理解も得ながら進めていきたいと考えています。

現在、本村では令和7年度の小学校統合を進めることで、本村の子どもたちが協働しながらさまざまな社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となることを目指そうとしています。さらに、九戸村では学校教育のみならず、社会教育や生涯教育においても村民の要望に応える充実した内容が村民に提供されています。

私たち教育委員会は、未来を生きる本村の児童生徒のためにあり、次世代の九戸村のみならず、日本や世界を担う人材育成のために、一層努力し精進してまいります。議員の皆さまにおかれましては、今後とも教育委員会の取り組みに対しまして一層のご指導とご助言を賜りますようお願い申し上げます。

教育行政執行状況についての報告とさせていただきます。

(教育長 高橋良一君降壇)

○議長(桂川俊明君) これで、教育長の教育行政報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長(桂川俊明君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、5番、中村國夫議員、6番、坂本豊彦議員、7番、上村 昇議員の3人を指名いたします。

◎会期の決定

○議長(桂川俊明君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期について、議会運営委員長からの報告は、本日から12月13日までの5日間であります。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員長からの報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 異議なしと認めます。

従って、本定例会の会期は、本日から12月13日までの5日間とすることに、決定いたしました。

お諮りいたします。12月10日、11日の2日間は、議案調査のため、休会したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 異議なしと認めます。

従って、12月10日、11日の2日間は、議案調査のため、休会にすることに決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配布しました会期予定表のとおりでありますので、ご承知の上、ご協力をお願いいたします。

◎議案第1号から議案第11号までの一括上程・説明

○議長(桂川俊明君) 次に、日程第3、議案第1号「令和6年度九戸村一般会計補正予算(第7号)の専決処分に関し承認を求めることについて」から、日程第13、議案第11号「令和6年度九戸村下水道事業会計補正予算(第1号)」までの、議案11件を一括して議題といたします。

これより、提案理由の説明を求めます。

議案第1号「令和6年度九戸村一般会計補正予算(第7号)の専決処分に関し承認を求めることについて」から順次、説明願います。

議案第1号から議案第2号までの2件、総務課長

○総務課長（野辺地利之君） それでは、議案第1号「令和6年度九戸村一般会計補正予算(第7号)の専決処分に関し承認を求めることについて」、ご説明申し上げます。

令和6年度九戸村一般会計補正予算(第7号)につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

令和6年12月9日提出。九戸村長 大久保勝彦

ページをめくっていただきまして、専決処分を載せております。次のページからが専決処分いたしました令和6年度九戸村一般会計補正予算(第7号)となりますので、ご説明申し上げます。

令和6年度九戸村一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ379万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億2,216万1,000円とするものでございます。第2項として、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

ページをめくっていただきまして、2ページに「第1表 歳入歳出予算補正」の歳入。そして3ページに歳出を載せてございます。

詳細につきましては、次のページ歳入歳出補正予算事項別明細書にてご説明申し上げます。事項別明細書の3ページをご覧くださいと思います。今回の補正につきましては、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に伴うものでございまして、歳入では、16款県支出金の4項1目総務費交付金に、国から県を通じて交付される選挙の執行経費市町村交付金として379万円を計上させていただきました。

次に4ページが歳出でございます。2款総務費、4項5目衆議院議員総選挙費に1節の報酬から17節の備品購入費までそれぞれ予算計上し、補正総額379万円を増額補正するものでございます。なお、17節備品購入費に58万2,000円を計上しておりますが、これは参議院の岩手選挙区補欠選挙と衆議院議員総選挙の投開票日が同日で行われたことから、不足する投票箱を新たに購入したものでございます。議案第1号の説明は、以上となります。

続きまして、議案第2号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」について、説明申し上げます。

今回の条例改正は、刑法等の一部を改正する法律の改正に伴いまして、該当する条例の一部を改正しようとするものでございます。この刑法等の一部を改正す

る法律では、「懲役」および「禁固」を廃止しまして、これらに替えて「拘禁刑」が創設されるもので、条例案の第1条では、一般職の職員の給与に関する条例中、法律改正に対応する部分、期末手当の支給に関する規定を定めている第20条の2及び第20条の3において、また条例案の第2条では、九戸村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例中、資格条項に関する第5条において、それぞれ「禁固」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

附則でございますが、第1項といたしまして、この条例は、令和7年6月1日から施行します。第2項では、条例の精査による関係条例の廃止に関して、第3項では、人の資格に関する経過措置に関して、そして第4項では、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置に関して、それぞれ規定しております。

令和6年12月9日提出。九戸村長 大久保勝彦

提案理由でございますが、改正刑法の施行に併せて、所要の整備をしようとするものでございます。これが、この条例案を提出する理由でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（桂川俊明君） 議案第3号について、税務住民課長

○税務住民課長（中奥達也君） それでは、議案第3号「九戸村子ども、妊産婦、重度心身障がい者及びひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。

まず経緯といたしまして、児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令が、令和6年7月31日に公布され令和6年11月1日から所得限度額と第3子以降の加算額が引き上げられたため、本条例の一部改正をしようとするものでございます。

議案本文でございますが、九戸村子ども、妊産婦、重度心身障がい者及びひとり親家庭医療費給付条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「第2条の4第2項」を「第2条の4第2項第1号」に、同項第4号ア中「第2条の4第2項」を「第2条の4第2項第1号」に、同号イ中「第2条の4第7項に規定する額を超えるもの」を「第2条の4第6項に規定する額を超える者」に改めるといたします。

次のページに新旧対照表を付けておりますので、お目通しいただきたく存じます。

附則でございますが、附則の第1項として、この条例は、公布の日から施行します。

附則の第2項に経過措置といたしまして、この条例による改正後の九戸村子ども、妊産婦、重度心身障がい者及びひとり親家庭医療費給付条例の規定は、令和6年11月1日以後の受療について適用し、適用日前の受療については、なお従前の例によるものとします。

令和6年12月9日提出。九戸村長 大久保勝彦

提案理由でございますが、児童扶養手当法施行令の一部改正に伴い、所要の整備をしようとするものでございます。議案第3号の説明は、以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（桂川俊明君） 議案第4号、議案第5号の2件について、教育次長

○教育次長（松浦拓志君） それでは議案第4号について、ご説明いたします。議案第4号「村営くのへスキー場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」。村営くのへスキー場設置及び管理に関する条例（昭和56年九戸村条例第12号）の一部を次のように改正する。別表第1を次のように改める。

次のページの新旧対照表をご覧くださいと思います。今回改正する内容につきましては、貸スキー等の料金を定めております条例別表の改正となります。一つは、これまで「4時間券」と「6時間券」としておりました区分を「半日券」と「1日券」ということにした上で、それぞれのレンタル料金をご覧のとおり、全体的に値上げさせていただきたいとするものでございます。併せて、スキーとスノーボードでばらばらでありましたレンタル料金を一定程度統一して、分かりやすい料金とさせていただきます。そしてもう一つは、小さなお子さん連れの親御さんからご要望が多かったヘルメットのレンタルを始めたいということで、料金表に追加させていただきます。なお、ヘルメットの購入費用に関しましては、今回の索道事業特別会計の補正予算に盛り込ませていただいております。時間区分を変更する理由としましては、お隣の平庭高原スキー場と同じ時間区分とすることによって、料金的なメリットをアピールするという意図がございます。

また料金を改定、値上げする理由としましては、率直にスキー場の経営面から少しでも収益を上げたいということが理由でございます。基本的に値上げさせていただくこととなりますけれども、近隣の奥中山スキー場、それから平庭高原スキー場よりは安い価格設定となっておりますので、ご理解いただきたいと考えております。

議案書の本文に戻らせていただきます。附則。この条例は、公布の日から施行する。

令和6年12月9日提出。九戸村長 大久保勝彦

提案理由でございますが、村営くのへスキー場の営業収益を確保するため、貸しスキー等使用料を改定しようとするものでございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、議案第5号についてご説明いたします。議案書をお開きください。

議案第5号「特殊索道の設置等に関する条例の一部を改正する条例」。特殊索道の設置等に関する条例（昭和56年九戸村条例第13号）の一部を次のように改正

する。別表を次のように改める。

それでは、こちらも次のページの新旧対照表をご覧ください。改正内容ですが、こちらもリフト使用料を定めております別表の改正となります。改正内容としては、大きく二つ。一つは、時間区分の再編成による使用料の見直し。そしてもう一つは、ナイター営業を終了することに伴いましてシーズン券の値下げを行いたいということです。現在の料金は、「1回券」から「6時間券」まで五つの区分となっておりますが、これを「1回券」「3時間券」「5時間券」「1日券」の4区分に見直しております。時間区分を見直した理由ですが、スキー場に遊びに来られたお客さんに、できるだけ長い時間スキー場にいてほしいということから、そのためそれぞれの時間券の料金差を小さくすることで、より長い時間券への誘導を図りたいという狙いがございます。また使用料金に関しまして、3時間券と比較すると200円ほどの値上げとしております。これは近年の電気料、燃料費の高騰を踏まえまして、少しでも営業収益を上げたいという理由から値上げを提案させていただいているものでございます。一方で、シーズン券につきましては、ナイター営業の終了に伴って金額を下げるという内容となっております。社会体育施設であるという性格上、料金的には村内のお客さんの金額を優遇しながらも、現状で利用客の大半を占めております、村外からの利用客の皆さんに料金の安さとお得感を感じてもらおうことで、さらに村外への販売促進、村外利用者の増加につなげたいといったことから、村外利用の値下げ幅を大きくさせていただいております。そのほか、「ロープトウ」といった文言を削除するとともに、ナイター終了に伴いまして備考欄の整理を行っております。

議案書の本文に戻らせていただきます。附則です。この条例は、公布の日から施行する。

令和6年12月9日提出。九戸村長 大久保勝彦

提案理由でございますが、村営くのへスキー場の夜間営業の終了に伴い使用料を見直すとともに、営業収益を確保するため、リフト使用料等を改定しようとするものでございます。ご審議いただきますよう、よろしくお願いいいたします。

○議長（桂川俊明君） 議案第6号について、総務課長

○総務課長（野辺地利之君） それでは、議案第6号「令和6年度九戸村一般会計補正予算(第8号)」について、ご説明申し上げます。

令和6年度九戸村一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,136万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億352万1,000円としようとするものでございます。第2項として、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」に

よるものでございます。

令和6年12月9日提出。九戸村長 大久保勝彦

ページをめくっていただきまして、「第1表 歳入歳出予算補正」となります。2ページの歳入につきましては、款項ごとにそれぞれ補正額を追加しております。そして3ページから4ページの歳出につきましても、それぞれ補正額を追加しております。

次のページからは、歳入歳出補正予算事項別明細書になっておりますので、主な項目について説明させていただきます。事項別明細書の3ページをご覧ください。歳入でございます。中ほど16款県支出金、2項2目10節生活困窮者支援は、物価高騰対策事業として、あったか生活支援の県が実施する分の県補助金 205万8,000円を計上しております。次に、17款財産収入の2項1目1節公用車売払収入には、ロータリー除雪車やグレーダーなど、計5台の公用車売払収入 533万3,000円を計上しております。そして一番下、18款寄附金、1項1目1節一般寄附金には、川向集落施設建設に係る地元寄附金として929万7,000円を計上しております。ページをめくっていただきまして、19款繰入金の1項1目1節の繰入金には、財政調整基金からの繰入金 3,988万5,000円を計上しております。その下、21款諸収入の雑入に、令和5年度実績の精算に伴う二戸地区広域行政事務組合還付金など雑入の合計として、2,453万2,000円を計上しております。

次に、5ページからが歳出になります。まず2款総務費の1項1目1節報酬では、外国語指導助手の退職により146万9,000円を減額しようとするものです。次に、4目財産管理費の14節工事請負費には、432万9,000円を計上しております。これは旧戸田保育園の遊具撤去工事、役場1階の身障者用トイレの便器取り換え工事、村内企業に貸与している建物の下水道接続工事に係る工事請負費でございます。同じく4目の17節備品購入費には、143万円を計上しております。これは、村の中型バス等を洗浄する温水高圧洗浄機が老朽化により故障したことから、買い替えようとするものでございます。次に、6目企画費の19節扶助費のうち通学補助事業 145万2,000円は、二戸市方面から伊保内高校へのバス通学者に対する補助でございます。ページが一番下ですが、2款3項1目戸籍住民登録費の12節委託料 720万5,000円は、戸籍システム機器類が更新時期を迎えるためシステム更新を行おうとするものでございます。同じく1目の17節備品購入費 37万4,000円は、パスポート発行手続きのための窓口端末機。こちらも先ほどと同様に更新時期を迎えるため機器の更新をしようとするものでございます。

ページをめくっていただきまして、6ページをご覧ください。3款民生費の1項1目19節扶助費は、あったか生活支援事業の追加給付分、411万6,000円を計上しております。これは岩手県において、物価高騰対策事業として給付を行うこととなり、当初予算で計上していた村単独のあったか生活支援事業に加えて、対

象世帯へ追加給付するものとなります。次に、3款2項1目児童福祉総務費の14節工事請負費は、学童クラブ移設に係る工事費145万5,000円を計上しております。これは新年度の学童クラブの場所の移設に伴いまして、エアコン設置、洗濯機設置に係る排水工事などに係る費用でございます。同じく1目の22節償還金利子及び割引料には、224万9,000円を計上しております。内容につきましては、過年度分の事業精算に伴う返還金でございます。

7ページに移りまして、4款衛生費1項2目の予防費の22節償還金、利子及び割引料の653万円につきましても、過年度分の事業精算に伴う返還金でございます。次に6款農林水産業費、1項6目畜産業費の18節負担金補助及び交付金534万円は、経営支援対策事業助成金として、飼育頭数に応じた酪農肉用牛経営支援を行うものでございます。

8ページに移りまして、6款1項8目土地改良総合整備事業の18節の負担金補助及び交付金510万2,000円は、土地改良区の管路修繕に対する補助金でございます。同じく6款の1項12目農業集落排水事業の18節負担金補助及び交付金354万2,000円は、令和6年度から企業会計となりました下水道事業会計への補助金でございます。次に7款商工費、1項3目総合公社運営事業の10節需用費の149万5,000円は、オドデ館レストラン浄化槽、それからふるさとの館浄化槽などの修繕料でございます。同じく3目の、17節備品購入費の67万5,000円は、ふるさとの館の寝具が老朽化したことから新たに購入しようとするものでございます。そして、その下段の18節、負担金補助及び交付金の842万3,000円は、前年度決算に伴う九戸村総合公社への事業運営費補助金でございます。

9ページに移りまして、8款土木費、5項1目下水道建設費の18節負担金補助及び交付金938万3,000円は、先ほど農林水産業費でもありましたが、企業会計となりました下水道事業会計への補助金でございます。次に10款教育費、1項3目教育振興費の12節委託料146万9,000円は、外国語指導助手の退職により新たに人材派遣会社から、外国語指導助手1名の派遣を受けるため計上したものでございます。なお、これを受けまして、2款総務費で予算措置しておりましたこれまでの外国語指導助手の報酬につきましては、減額するものでございます。

10ページに移りまして、10款教育費、2項1目学校管理費の17節備品購入費39万2,000円につきましては、新年度からの九戸小学校となった際の、陸上記録会で使用するユニフォームを購入しようとするものでございます。次に同じく10款の、5項2目公民館費の17節備品購入費44万1,000円は、HOZホールのテーブルが老朽化したことから、使用が困難なものがございまして更新しようとするものでございます。

議案第6号の説明は、以上となります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（桂川俊明君） 議案第7号について、税務住民課長

○税務住民課長（中奥達也君） それでは、議案第7号「令和6年度九戸村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」について、ご説明申し上げます。

令和6年度九戸村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,960万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億347万5,000円とするものでございます。第2項として、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

令和6年12月9日提出。九戸村長 大久保勝彦

ページをめくっていただきまして、「第1表 歳入歳出予算補正」となります。歳入につきましては2ページに、歳出につきましては3ページに記載のとおり、補正するものでございます。

次のページからが、歳入歳出補正予算事項別明細書となります。明細書の3ページをご覧ください。歳入ですが、3款国庫支出金、1項1目の2節社会保障・税番号制度システム改修費補助金として、7万5,000円を計上しております。4款県支出金、1項1目保険給付費等交付金では、1節の普通交付金に2,363万7,000円を増額計上しております。その下、2節特別交付金の特別調整交付金については、システム改修費に対する交付金として6万円を増額します。6款繰入金、1項1目一般会計繰入金の4節に事務費繰入金として47万4,000円を、5節にその他繰入金として535万8,000円を追加しております。

歳出につきましては、次の4ページからとなります。1款総務費、1項1目一般管理費、11節役務費の54万8,000円は、マイナンバー制度に係る資格確認書を郵送するための特定記録郵便料など、通信運搬費を追加で計上するものです。12節委託料には、同じくマイナンバー制度に係る国保標準システム資格確認帳票の改修が必要になったため、委託料6万1,000円を計上いたします。続いて、2款保険給付費、1項1目一般被保険者療養給付費の18節負担金補助及び交付金に、一般被保険者療養給付費として680万6,000円を増額計上しております。これは上半期の給付額が当初見込み額を上回って推移しているため、伸び率を勘案し下半期の給付額を算出したことによる増額となっております。次に、2目一般被保険者療養費、18節の一般被保険者療養費においても上半期の給付額が当初見込み額を上回っているため、74万3,000円を増額となっております。下段の2款2項1目一般被保険者高額療養費、18節の一般被保険者高額療養費においても当初見込み額を上回っているため、1,608万8,000円を増額計上しております。

ページをめくっていただきまして、5ページになります。2款5項1目の葬祭

費 21 万円ですが、こちらも上半期の葬祭費が当初見込額を上回っているため増額となります。7 款諸支出金、1 項 2 目償還金 514 万 8,000 円は、令和 5 年度保険給付費等交付金が確定し、精算により発生した返還金を計上したものでございます。

議案第 7 号の説明は、以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（桂川俊明君） 議案第 8 号について、教育次長

○教育次長（松浦拓志君） それでは、議案第 8 号「令和 6 年度九戸村索道事業特別会計補正予算(第 2 号)」について、ご説明申し上げます。

令和 6 年度九戸村索道事業特別会計補正(第 2 号)は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 68 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,756 万 5,000 円とするものでございます。第 2 項です。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 12 月 9 日提出。九戸村長 大久保勝彦

ページをめくっていただきまして、2 ページからが「第 1 表 歳入歳出予算補正」の表となっております。歳入につきましては、第 2 款繰入金、第 1 項一般会計繰入金で、補正前の額 1,052 万 7,000 円のところ、65 万 5,000 円を補正額として追加しまして、1,118 万 2,000 円とするものでございます。また、第 4 款諸収入、第 1 項雑入に 2 万 9,000 円を追加し、合計額を 49 万 3,000 円としております。これらに伴い、補正後の歳入合計を 2,756 万 5,000 円とするものです。

続いて、3 ページ目が歳出でございます。第 1 款索道費、第 1 項索道管理費に 68 万 4,000 円を追加しまして、歳出の合計を 2,756 万 5,000 円とするものでございます。

次のページからが、事項別明細書となっております。事項別明細書の 3 ページ目をお開き願います。歳入に関しましては先ほど申し上げましたとおり、一般会計繰入金を 65 万 5,000 円、追加するものです。それから、第 4 款 1 項 1 目雑入に、スキー場保険料精算還付金として 2 万 9,000 円を追加するものです。スキー場来場者保険の掛金が精算によって、還付されるものでございます。

続いて 4 ページ、歳出です。1 款索道費、1 項索道管理費、1 目一般管理費、10 節需用費に 33 万 5,000 円の修繕料を計上しております。これはスキー場で、駐車場の除雪等を行うホイールローダーの、タイヤチェーンを交換する必要がありますことから補正として計上させていただいているものです。続きまして、17 節備品購入費に 34 万 9,000 円を追加計上しております。これは、ジュニア用のレンタルスノーボード用品、金具付きのボードブーツ、こういったもので、サイズによっては在庫が一つしかない、あるいは二つしかないという物がございます。そ

の品薄のサイズの用具を補充したいと、するものでございます。また新たに、子どもたち、ジュニア用のヘルメットを購入するため、その予算を計上したものでございます。補正内容の説明は、以上です。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（桂川俊明君） 議案第9号、議案第10号の2件について、総務課長

○総務課長（野辺地利之君） それでは、議案第9号「令和6年度戸田財産区特別会計補正予算(第2号)」について、ご説明申し上げます。

令和6年度戸田財産区特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ30万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ623万7,000円とするものでございます。第2項として、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

令和6年12月9日提出。九戸村長 大久保勝彦

ページをめくっていただきまして、「第1表 歳入歳出予算補正」となります。歳入につきましては、2ページに。歳出につきましては、3ページに記載のとおり補正するものでございます。

そして、次のページからが事項別明細書となります。事項別明細書3ページをご覧ください。歳入ですが、4款繰入金の1項1目1節の繰入金については、22万1,000円を減額。5款繰越金の1項1目1節繰越金は、前年度繰越金24万5,000円を増額。6款諸収入の2項1目1節雑入は、義務作業欠席料23万円。立木補償4万6,000円を、それぞれ増額しようとするものでございます。

歳出につきましては、次のページからとなります。2款諸支出金の1項1目25節寄附金に、戸田小学校閉校記念事業寄附金として30万円を増額しようとするものでございます。議案第9号の説明は、以上となります。

続きまして、議案第10号「令和6年度江刺家財産区特別会計補正予算(第1号)」について、ご説明申し上げます。

令和6年度江刺家財産区特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ67万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ565万1,000円とするものでございます。第2項として、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

令和6年12月9日提出。九戸村長 大久保勝彦

ページをめくっていただきまして、「第1表 歳入歳出予算補正」となります。歳入につきましては、2ページに。歳出につきましては、3ページに記載のとおり補正するものでございます。

次のページからが、事項別明細書となります。明細書の3ページをご覧願います。歳入ですが、主なものとして4款繰入金の1項1目1節繰入金に、財産管理資金取崩として13万1,000円を増額。5款繰越金の1項1目1節繰越金に、前年度繰越金として54万3,000円を増額計上しております。

歳出につきましては、次のページからとなります。2款諸支出金の1項1目25節寄附金に、江刺家小学校閉校記念行事寄附金として57万円を増額しようとするものでございます。議案第10号の説明は、以上となります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（桂川俊明君） 議案第11号について、上下水道課長

○上下水道課長（上村浩之君） それでは、議案第11号「令和6年度九戸村下水道事業会計補正予算(第1号)」について、ご説明申し上げます。

第1条、令和6年度九戸村下水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによるものでございます。

第2条、令和6年度九戸村下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正するものでございます。既決の収入予定額の総額に収入9,757万3,000円増額し、収入予定額の総額を2億7,391万7,000円にしようとするものでございます。

第3条、予算第4条本文括弧書中「資本的収入が資本的支出に対し不足する額1,299万3,000円は、引継金1,299万3,000円で補てんする。」を「資本的収入が資本的支出に対し不足する額9,738万3,000円は、当年度分損益勘定留保資金1,147万5,000円及び当年度利益剰余金処分数額8,590万8,000円で補てんする。」に改め、資本的収入及び資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。既決の収入予定額の総額から収入8,438万8,000円減額し、収入予定額の総額を1,402万5,000円とし、また既決の支出予定額の総額に支出2,000円増額し、支出予定額の総額を1億1,140万8,000円にしようとするものでございます。

第4条、予算第4条の2中「未収金及び未払金の金額は、それぞれ22万6,000円及び487万4,000円である。」を「未収金及び未払金の金額は、それぞれ34万6,000円及び352万4,000円である。」に改めるものでございます。

第5条、下水道事業の運営に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1億5,775万6,000円でございます。

2ページに移りまして、第6条、当年度利益剰余金のうち8,590万8,000円は、次のとおり処分するものと定めます。(1)減債積立金。なお、詳細につきましては、次ページ以降にお示ししております。

令和6年12月9日提出。九戸村長 大久保勝彦

次のページ、3ページに移りまして、予算実施計画補正(第1号)。収益的収入をご覧いただきたいと思います。収入の10款1項5目その他営業収益の補正予定額26万円の増についてですが、これは、今年度更新対象となっている排水設備指定工事店の継続申請手数料の収入を見込んだものでございます。次に、2項2目他会計補助金の補正予定額9,731万3,000円の増についてですが、これは当初、企業債元金に充てるため、資本的収入で見込んでいた他会計補助金8,438万8,000円を減額し、企業債元金償還金相当額9,731万3,000円を収益的収入の他会計補助金で受け入れようとするものでございます。

次のページ、4ページに移りまして、資本的収入及び支出についてをご覧いただきたいと思います。収入の12款3項1目他会計補助金の補正予定額8,438万8,000円の減についてですが、これは当初、企業債元金償還に充てるため、資本的収入を見込んでいた他会計補助金を収益的収入の他会計補助金で企業債元金償還相当額9,731万3,000円を受け入れようとするため、減額補正するものでございます。

次に支出ですが、13款3項1目建設企業債元金償還金の補正予定額1,000円の増及び3目その他企業債元金償還金の補正予定額1,000円の増についてですが、これは1,000円未満の端数処理の関係で不足が生じるため、増額補正するものでございます。

なお、5ページ以降に財務諸表および補正予算明細書をお示ししておりますので、お目通し願います。下水道事業会計補正予算に係る説明は、以上となります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長(桂川俊明君) 以上で、日程第3、議案第1号「令和6年度九戸村一般会計補正予算(第7号)の専決処分に関し承認を求めることについて」から、日程第13、議案第11号「令和6年度九戸村下水道事業会計補正予算(第1号)」までの議案11件について、提案理由の説明が終わりました。

ただ今、説明を受けました各議案の審議等については、議事運営の都合上、12月13日の会議において行うことにしたいと思いますので、ご了承願います。

以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

なお、次の会議は、12月12日午前10時から一般質問を行います。

◎散会の宣告

○議長(桂川俊明君) 本日は、これで散会いたします。
ご苦労さまでした。

散会(午後2時36分)